

玉名市被保護者健康管理支援事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

玉名市の被保護者に対し、必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための「被保護者健康管理支援事業」を実施し、被保護者の健康や生活の質の向上及び医療扶助の適正化につなげることを目的とする。

そこで、本業務を委託するにあたり、豊富な経験と高い専門性を有する事業者を選定し、上記の目的を計画的に効率よく進めるため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 玉名市被保護者健康管理支援事業業務
- (2) 業務内容 別紙「玉名市被保護者健康管理支援事業業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日
- (4) 事業費上限額 4,235,000円（消費税・地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの概要

(1) 選定方法

参加者からの企画提案書等およびプレゼンテーション等をもとに、本業務に適した受託者を1社選定する。

(2) スケジュール

実施内容	実施期日または期間
プロポーザル実施の公表	令和4年9月28日(水)
参加意思表明書の提出期限	令和4年10月12日(水)午後5時必着
質問書の受付	令和4年10月12日(水)午後5時必着
質問に対する回答	令和4年10月14日(金)までに回答
企画提案書の受付	令和4年10月19日(水)午後5時必着
1次審査結果通知	令和4年10月21日(金)
2次審査(プレゼンテーション)	令和4年10月28日(金)
審査結果通知	令和4年10月31日(月)を予定
委託契約締結	令和4年11月初旬を予定

※本業務についての説明会は実施しない。

(3) 関係様式の入手方法

本プロポーザルに関する様式については、以下の方法により入手すること。

なお、郵送による配布は行わない。

- ① くらしサポート課窓口での配布
- ② 玉名市ホームページからのダウンロード

4 参加資格

- (1) 玉名市での入札参加資格を有していること。
- (2) 国保・広域による保健指導等の同種または類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止措置要領（平成17年10月3日、告示第103号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の破産手続き開始の申立てが行われていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) 仕様書の内容を十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。

5 参加意思表明書の提出

- (1) 提出書類 参加意思表明書（様式1）
- (2) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先に同じ。
- (3) 提出期間 令和4年9月28日（水）～令和4年10月12日（水）午後5時必着
- (4) 提出方法 持参または郵送（簡易書留便に限る。）

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

6 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の受付
 - ① 提出書類 質問書（様式2）
 - ② 提出期間 令和4年9月28日（水）～令和4年10月12日（水）午後5時必着
 - ③ 提出先 末尾記載の問い合わせ先に同じ。
 - ④ 提出方法 電子メールにより送付

(件名に【生保健康管理支援プロポ：質問】と記載のこと。)

(2) 質問に対する回答

- ① 回答方法 参加意思表明書提出者全員へ、質問書または参加意思表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。
- ② 最終回答日時 令和4年10月14日(金)

7 企画提案書等の提出

次に掲げる書式により提案すること。

(1) 提出書類

提出書類		内容
1	企画提案書(表紙)	様式3
2	企画提案書	任意様式
3	見積書	任意様式 経費を積算した内訳書を添付すること。本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
4	業務工程表	任意様式
5	類似業務実績調書	様式4

(2) 提出期限 令和4年10月19日(水)午後5時必着

(3) 提出部数 6部(正本1部、副本5部(複写可))

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留便に限る。)

持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。

(5) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先に同じ。

8 審査

玉名市で設置する選定委員会において、別紙「審査基準」に基づき企画提案内容、類似業務実績等を総合的に評価・採点し、最高得点者(最優秀提案者)を優先交渉権者として選定する。審査方法として企画提案書等についてのプレゼンテーションを実施する。

(1) 参加者が3社を超える場合には、次のとおりとする。

① 第1次審査(書類審査)

- ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施し、3社を選考する。
- ・第1次審査の結果は、参加者全員に電子メールで通知する。

- ・第1次審査通過者には第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。
- ② 第2次審査（プレゼンテーション）
 - ・プレゼンテーションの実施時刻は、第1次審査の結果とあわせて電子メールで通知する。（10月21日）
- (2) 参加者が3社以下の場合には、次のとおりとする。
 - ① 企画提案書等の内容について、プレゼンテーションのみを実施する。
 - ・プレゼンテーションの実施時刻は、参加意思表明書の提出状況を確認後、参加者に電子メールで通知する。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和4年10月28日（金）午後を予定 実施時刻は別途通知
- (2) 場所 玉名市役所本庁舎3階北西側 3-1会議室
- (3) プレゼンテーションの方法
 - ① プレゼンテーションの参加人数は3人までとする。
 - ② プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。
 - ③ プレゼンテーションの時間は、参加者20分（準備時間を除く）の後、質問応答を10分程度とする。
 - ④ プレゼンテーションにあたりパソコン等を使用する場合は、各参加者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは当市で準備する。
- (4) 審査結果
 - 審査結果は、令和4年10月下旬頃に玉名市ホームページへ掲載する。
 - あわせて、参加申込書に記載された電子メールへ通知する。なお、優先交渉権者以外の参加者の社名は公表しない。

10 契約締結

審査により優先交渉権者に選定された者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査結果が上位の者から順に締結の交渉を行うものとする。
なお、協議の結果、企画提案の一部が変更となる場合がある。

11 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 前記4の要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 公平な審査を阻害する行為があった場合
- ④ 見積書の見積額（税込）が前記2（4）の事業費上限額を越えている場合

1 2 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用（提案書作成費用、旅費等）は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。

1 3 問い合わせ先

- (1) 所在地 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
- (2) 担当部署 玉名市健康福祉部くらしサポート課（市役所本庁舎1階）
- (3) 担当者 稲生・柴尾
- (4) 電話番号 0968-75-1222
- (5) FAX 番号 0968-73-2362
- (6) 電子メールアドレス kurasapo@city.tamana.lg.jp

玉名市被保護者健康管理支援事業業務プロポーザル審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	事業者の意欲、熱意	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか	15
2	本業務についての提案	分かりやすく見やすい構成となっているか	15
3		企画力のある提案となっているか	20
4		実効性の高い提案となっているか	20
5	業務工程の妥当性	業務の工程は妥当なものであるか	10
6	業務実績	同種または類似業務の実績はあるか	10
7	見積価格	業務に対する見積価格は妥当であるか	10

※ 各選定委員が評価・採点し、合計得点により優先交渉権者を選定する。